

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の定年前再任用の運用に関する要領

令和 7 年 11 月 10 日
組合訓令第 46 号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)及び柵原吉井特別養護老人ホーム組合年齢 60 歳以上退職者の定年前再任用に関する規則(令和 7 年組合規則第 94 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、定年前再任用短期時間勤務職員(以下「再任用職員」という。)の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 再任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(職務の級)

第3条 再任用職員の職務の級は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(昭和 55 年組合条例第 17 号。以下「給与条例」という。)別表第 2 及び別表第 3 並びに別表第 4 の各給料表の定年前再任用短時間勤務職員に適用する級とし、次の表のとおり格付けるものとする。ただし、職務の困難度等に応じてこれにより難いとして管理者が認めた場合は、この限りでない

給料表の種類	60 歳到達時の職務の級	再任用職員の職務の級
給与条例別表第 2 紙料表(一)	7 級、6 級	3 級
	5 級、4 級	2 級
	3 級以下	1 級
給与条例別表第 2 紙料表(一)	4 級	2 級
	3 級以下	1 級
給与条例別表第 2 紙料表(一)	4 級、3 級	2 級
	2 級、1 級	1 級

2 再任用職員の給与については、給与条例の定めるところによる。

3 再任用職員の旅費及び服務については、際に雇職員以外の職員の例による。

(意向確認及び申出等)

第4条 再任用職員の意向調査は、毎年 8 月までに行うものとし、新たに定年前再任用を希望する者は、定年前再任用申込書(様式第 1 号)を荘長に提出するものとする。

(再任用職員の選考)

第5条 再任用職員の選考は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 退職日以前 2 年間の勤務実績、分限、懲戒処分の状況
- (2) 知識経験、技能等の保持状況

- (3) 健康状態
- (4) 勤労意欲及び職に対する適性等
- (5) 常勤職員の配置状況

2 管理者は、前項の規定により定年前再任用に係る職員の候補者を決定した場合は、定年前再任用を希望する職員に対し、定年前再任用選考結果通知書(様式第2号)及び定年前再任用内定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(定年前再任用の同意又は辞退等)

第6条 前条の規定により定年前再任用内定通知書を受けた申込者の同意は、定年前再任用同意書(様式第4号)の提出により行うこととする。

2 前条の規定により定年前再任用内定通知書を受けた申込者が、定年前再任用を辞退する場合は、定年前再任用辞退届(様式第5号)を速やかに管理者に提出しなければならない。

(退職)

第7条 再任用職員の任期が満了したときは、当該職員は退職となる。

2 再任用職員は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、管理者に退職願を提出しなければならない。

(任用の方法)

第8条 管理者は、再任用職員の任用にあたっては、当該職員に人事異動通知書を交付するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、定年前再任用制度の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(令和7年11月10日組合訓令第46号)

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

美咲町長 様

定年前再任用申込書

定年前再任用について、次のとおり申し込みます。

所属			氏名		
職名		生年月日		年齢	
定年前再任用を希望する理由					
希望する任用形態	<input type="checkbox"/> 週4日で1日7時間45分勤務 <input type="checkbox"/> 週5日で1日6時間勤務				
希望業務	①	②	③		
特筆すべき資格・免許等	(年 月 日 取得)				
	(年 月 日 取得)				
	(年 月 日 取得)				
	(年 月 日 取得)				
健康状態及び既往症	【健康状態】				
	【既往症】				
特記事項 (意見・希望など)					

※この申込みにより、採用を決定するものではありません。

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

様

美咲町長

定年前再任用選考結果通知書

選考の結果、次のとおり決定しましたので、美咲町職員の定年前再任用の運用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

- ・定年前再任用することに決定します。
- ・定年前再任用はいたしません。

様式第3号（第5条関係）

年　月　日

様

美咲町長

定年前再任用内定通知書

あなたを、下記のとおり定年前再任用することに内定しましたので、美咲町職員の定年前再任用の運用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

つきましては、定年前再任用同意書（様式第4号）を 年　月　日までに提出してください。事情により、任用を辞退する場合は、定年前再任用辞退届（様式第5号）を上記の期日までに提出してください。

なお、定年前再任用時までの間に、美咲町職員として採用することが適切でないと認められる事由が生じた場合には、定年前再任用の内定を取り消すことがありますので、予め了承願います。

記

1. 採用職種（職務内容）

2. 採用予定年月日

年　月　日

3. 勤務地

4. 職務の級及び給料

給料表（ ） 再任用職員 級 円

5. 勤務形態

1週間当たり 時間勤務

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

美咲町長 様

所 属 _____

職氏名 _____

定年前再任用同意書

私は、 年 月 日付け定年前再任用内定通知書のとおり勤務することに同意します。

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

美咲町長様

所属_____

職氏名_____

定年前再任用辞退届

私は、 年 月 日付で定年前再任用内定通知書を受けましたが、下記の理由により内定を辞退します。

記

辞退理由 :